

国立大学法人弘前大学における会計監査人候補者の選定について（公募）

令和 4 年 1 月 2 5 日
国立大学法人弘前大学

国立大学法人における会計監査人は、国立大学法人法第 3 5 条において準用する独立行政法人通則法（以下「準用通則法」という。）第 4 0 条により、文部科学大臣が選任することとされていますが、選任にあたっては、各国立大学法人が会計監査人の候補者を選定し、候補者名簿を文部科学大臣に提出することとなっております。

つきましては、本学における会計監査人の候補者の選定にあたり、提案書の募集を行いますので、会計監査人に就任を希望される監査法人又は公認会計士の方は、下記により提案書の提出をお願いいたします。

記

1. 会計監査人の資格

- (1) 準用通則法第 4 1 条に規定する資格を有する監査法人又は公認会計士
- (2) 会社法第 3 3 7 条第 3 項における欠格事由のないこと
- (3) 公認会計士法第 2 4 条、第 2 4 条の 2、第 2 4 条の 4、第 3 4 条の 1 1 及び第 3 4 条の 1 1 の 2 並びに公認会計士法施行令第 7 条及び第 1 5 条における特別の利害関係等のないこと

2. 選定スケジュール

- ①提案書提出期限：令和 4 年 2 月 2 8 日（月） 1 7 : 0 0
別紙「提案書の記載事項」に基づき 1 0 部提出願います。
- ②ヒアリングを実施する場合：令和 4 年 3 月中旬
- ③選 定：令和 4 年 3 月下旬（予定）
- ④契約締結：文部科学大臣による選定後

3. 選定方法について

監査法人等から提出された提案書を本学に設置された会計監査人候補者選定委員会において総合的に評価し、候補者の順位付けを行います。

なお、必要に応じてヒアリングを実施します。実施する場合は別途連絡いたします。

4. その他

今回の候補者の選定は、令和 4 年度から令和 6 年度の複数年に係る候補者の選定となりますが、毎年度、文部科学大臣の選任を受けることから、契約は単年度契約になります。

また、令和 5 年度以降については、毎年度、候補者より前年度の監査業務に係る報告書及び当該年度における監査計画書を提出いただくこととなります。本学は、その内容を確認し、適切である場合に限り、引き続き文部科学大臣の選任を求めることといたします。

5. 提出先及び問い合わせ先

〒036-8560 青森県弘前市文京町 1 番地 TEL 0172-39-3035
国立大学法人弘前大学 財務部財務企画課総務グループ監査担当（担当：成田）

提案書の記載事項

1. 監査法人等の概要

- (1) 名称, 代表者氏名, 所在地, 出資金 (資本金)
- (2) 本学を担当する事務所の所在地
- (3) 令和2年度における営業収益, 経常利益, 当期利益
- (4) 人員構成 (社員数, 公認会計士数, 会計士補数, その他)
- (5) 関与 (監査) 会社数

2. 監査業務に関する事項

- (1) 監査実施体制及び監査方法 (令和4年度～令和6年度)
 - ① 監査チームの編成状況 (実際に監査を行う要員の実務経験及び国立大学法人及び独立行政法人等における監査業務若しくは支援業務経験の有無及びその内容等)
 - ② 国立大学法人全般における監査に対する考え方 (基本方針, 着眼点等)
 - ③ 本学における監査に対する考え方 (本学の特色に照らした基本方針, 着眼点等)
 - ④ 監査計画 (年間の監査実施日程)
 - ⑤ 監査手法 (具体的監査手続, システム監査等)
 - ⑥ 監査契約における指導的機能に対する考え方 (助言, 本学からの問い合わせ対応)
 - ⑦ 監事及び内部監査部門との連携に対する考え方
- (2) 監査業務実績 (令和3年度の実績)
 - ① 国立大学法人における監査・支援実績
 - ② 独立行政法人, 特殊法人における監査・支援実績
 - ③ 病院 (国立病院を含む) における監査・支援実績
 - ④ 学校法人における監査・支援実績

3. 監査費用

以下の点に留意の上, 見積書を1部提出願います。

- (1) 令和4年度から令和6年度の年度毎に提示願います。
- (2) 見積書には, 執務予定日数 (延べ人日数) を記載することとし, 旅費交通費等の必要経費を含むこと。
- (3) 監査費用の考え方 (監査日程等契約内容に大幅な変更が生じた場合の処理方法についても記載すること)

4. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する事項

以下の認定等を取得している場合は, 記載するとともに認定証(写)を1部提出してください。

- (1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (女性活躍推進法) に基づく認定 (えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業) 又は一般事業主行動計画策定 (常時雇用する労働者の数が300人以下のものに限る)
- (2) 次世代育成支援対策推進法 (次世代法) に基づく認定 (くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)
- (3) 青少年の雇用の促進等に関する法律 (若者雇用促進法) に基づく認定 (ユースエール認定企業)

5. 留意事項

- (1) 提案書は、A4版縦型で30ページ以内とすること。
- (2) 提出部数は、10部とする。
- (3) 本学の業務内容等については、ホームページ <http://www.hirosaki-u.ac.jp/> を参考とすること。